国会事項

衆議院

質問書提出

四月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問主意書（初鹿明博提出）

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問主意書（鉢木貴子提出）

外務省参与に関する質問主意書（鉢木貴子提出）

参議院

議事日程

四月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十七年四月九日（木曜日）

午後四時開議

第一　都市農業振興基本法案（農林水産委員長提出）

第二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案付託

四月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（閣法第二七号）

外交防衛委員会に付託

議案送付（予備審査）

四月八日議長は、次の委員長提出案を衆議院に送付した。

都市農業振興基本法案（農林水産委員長提出）

質問主意書提出

四月八日議員から次の質問主意書が提出された。

北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区長からの要請に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一〇二号）

質問主意書転送

四月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

高速道路についての基本的認識に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九六号）

高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九七号）

人事異動

宮内庁

侍従次長　高橋美佐男

侍従長川島裕海外出張不在中侍従長事務代理を命ずる

（式部副長）式部官　篠塚　隆

式部官長河相周夫海外出張不在中式部官長事務代理を命ずる

（審議官）内閣府事務官　和田裕生

長官官房総務課長牛嶋正人海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる

侍従　坂井孝行

侍従職事務主管池田憲治海外出張不在中侍従職事務主管事務代理を命ずる（以上四月八日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中修

財務総合政策研究所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる

（会計センター次長）同　古田隆好

会計センター所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる（以上四月七日）

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、北海道労働局の関係事業主を代表する者畸広美智雄の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年４月10日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成27年４月24日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

第75回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第75回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成27年４月10日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験の種類及び日時

(1)　第一種作業環境測定士試験

平成27年８月19日（水）午前10時から

平成27年８月20日（木）午前９時30分から

(2)　第二種作業環境測定士試験

平成27年８月19日（水）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(3)　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(4)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(5)　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(6)　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの